

○京都府立大学教職センター規程

(平成28年京都府立大学規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規則第1号。以下「学則」という。）第9条の2の規定により、京都府立大学教職センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、京都府立大学及び同大学院における教育職員養成課程（以下「教職課程」という。）の編成方針及び授業計画並びにその実施等について必要な審議を行うとともに、その適正で円滑な運営を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 センターは次号の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教職課程の編成方針及び計画等に関する事項
- (2) 教育職員免許法の「教科及び教職に関する科目」等に対応する本学開設科目（以下「教職関連科目」という。）の編成、授業等の実施計画及び教職員組織編制に関する事項
- (3) 教育実習・栄養教育実習・教職実践演習等の実施計画並びに実習生等の選考及び指導に関する事項
- (4) 教職課程履修者の指導や相談支援、教員採用試験受験者に対する指導・支援、学修成果等に関する事項
- (5) 教職課程に係るFD・SD活動及び自己点検・評価活動、情報公開等に関する事項
- (6) 教職課程の予算、図書資料、設備備品の整備等に関する事項
- (7) 教職課程の学外関係機関・組織等との連携、連絡調整及び協議等に関する事項
- (8) その他教職課程について全学的に協議を必要とする事項

(委員及び任期)

第4条 センターは、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 教務部長
- (2) 教職関連科目のうち教育職員免許法施行規則第4条、第5条及び第10条の第3欄から第6欄（大学院にあつては第3欄から第5欄）に対応する本学開設科目（以下「教職基礎等科目」という。）専任教員4名
- (3) 教職課程を設置する各学科の専任教員1名

2 前項各号に掲げる委員は、同一人が兼ねることはできない。

- 3 第1項第2号の委員は、教職基礎等科目専任教員と協議の上、学長が任命する。
- 4 第1項第3号の委員は、所属学部の長の内申に基づき、学長が任命する。
- 5 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 第1項に定める委員のほか、教職センター長（以下「センター長」という。）は、必要に応じて、教職課程を設置する各専攻の専任教員を臨時に委員に加えることができる。

（組織）

第5条 センターに次の組織を置く。

- (1) 教職センター会議
 - (2) 教職企画委員会
 - (3) 教職専門部会
 - (4) 教科専門部会
 - (5) 教職相談・支援室
- （センター長）

第6条 センター長は、教務部長をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を総括する。

（副センター長）

第7条 第5条に定める教職専門部会及び教科専門部会の部会長を副センター長とし、センター長を補佐するものとする。

（教職センター会議）

第8条 センター長は、全委員をもって構成する教職センター会議（以下「センター会議」という。）を招集し、主宰する。

- 2 センター会議は、委員の3分の2以上の出席がないときは、開催することができない。
- 3 センター会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、未決とする。
- 4 センター長は、必要があると認めたときは、委員以外の者をセンター会議に出席させ、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

（特任教員等の選考）

第8条の2 センター会議は、センターに所属する特任教員及び教職関連科目（各学科・専攻の専門教育科目であり、かつ教育職員免許法施行規則中の「教科に関する専門的事項」に対応する科目を除く。）を担当する非常勤講師の選考を行う。

（教職企画委員会）

第9条 教職企画委員会（以下「企画委員会」という。）は、センター長、第5条に定める教職専門部会及び教科専門部会の部会長で構成する。

2 企画委員会は、教職課程の全般的な編成方針や担当教員の編成、FD・SD活動、自己点検・評価活動、予算等について企画・立案する。

3 センター長は、企画委員会を招集し、主宰する。

4 センター長は、必要があると認めたときは、教師教育に関する専門的知識を有し、学校教育に精通している者を出席させ、意見を聞き、又は説明を求めることができる。

（教職専門部会）

第10条 教職専門部会は、第4条第1項第2号の委員で構成する。

2 センター長は、本部会の同意を得て、委員のうち1名を部会長に指名する。

3 本部会は、企画委員会が企画・立案した方針に基づき、教職基礎等科目の編成、円滑な実施等に当たる。

4 部会長は教職専門部会を招集し、主宰する。

（教科専門部会）

第11条 教科専門部会は、第4条第1項第3号の委員で構成する。

2 センター長は、本部会の同意を得て、委員のうち1名を部会長に指名する。

3 本部会は、企画委員会が企画・立案した方針に基づき、教職関連科目のうち教育職員免許法施行規則第4条、第5条及び第10条の第2欄（大学院にあっては第6欄）に対応する本学開設科目（以下「教科専門等科目」という。）の編成、円滑な実施等に当たる。

4 部会長は教科専門部会を招集し、主宰する。

（教職相談・支援室）

第12条 教職相談・支援室は、教職課程履修学生等の相談に応ずるとともに、学習支援、教員採用試験対策等を行う。

2 同室に室長及び副室長を置き、センター長が副センター長の中から指名する。

3 同室に教職相談・支援等の業務に携わる職員を置くことができる。

（事務局）

第13条 センターに事務局を置き、事務局長に学務課長を充て、事務は学務課教務係において処理する。

（その他）

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
(京都府立大学教育職員養成課程運営協議会規程の廃止)
- 2 京都府立大学教育職員養成課程運営協議会規程（平成20年京都府立大学規程第27号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。